

仰星ニュースレター

ワンポイント会計基準

vol. 15 IFRSをめぐる最近の動向と日本の基準開発への影響

6月5日の内閣改造で、新任の松下金融担当大臣から、「IFRS導入に関して、国際的な動向を踏まえつつ産業界や中小企業の動向にも配慮して、我が国の方針を総合的に検討する」という発言がありました。

一方、自見前大臣からは、IFRSに関しては「一定のコンセンサスが見え始めており、マイルストーンとしての中間的な取りまとめを行なう時期ではないか」との発言がありました。

また、今後の方針については、「任意適用の拡大をしっかりと進めていくことが会計基準の国際的ルール作りに、より一層積極的に貢献していく」、「新大臣に、私が敷いた路線をしっかりと継承して欲しい」との考えが示されました。

日本企業へのIFRSの適用については、今後の議論を注視する必要がありますが、これと並行して、EUの同等性評価を受けた日本基準とIFRSのコンバージョンも順次進められています。

企業会計基準委員会の最近の検討項目には以下があります。

- ・退職給付：未認識項目の取扱い
- ・包括利益の表示：個別財務諸表への適用
- ・企業結合：全部のれんの取扱い、支配の喪失の取扱い
- ・連結：特別目的事業体への支配力基準の具体的な適用

これらのほとんどがIFRSとの差異を踏まえて行なわれていますので、ある程度IFRSを理解しておくことで日本基準の改正もわかりやすくなります。

上記のうち退職給付に関する会計基準を見てみましょう。

IFRSの退職給付に関する基準であるIAS第19号「従業員給付」は2011年6月に改正されました。

その中の注目すべき論点として、未認識項目の取扱いがあります。

改正 IAS 第 19 号では、これまで認めていた遅延認識を廃止し、退職給付債務や年金資産から生じるすべての変動を即時認識することとなりました。

変動額のうち、数理計算上の差異はその他の包括利益へ計上される一方、過去勤務費用はすべて発生時に純損益に計上することとなります。

また、数理計算上の差異はリサイクルされないこととなりましたので、純損益に計上されることはなくなりました。

日本基準は、数理計算上の差異及び過去勤務費用については、その発生原因を考慮すると即時に費用として計上することは妥当ではないとの考えに立ち、遅延認識をしてきました。2012 年 5 月の改正においてもその考えを変えておらず、損益に計上される金額は従前と同様の方法で算定されることとなりました。

一方で、未認識項目を発生した期に包括利益計算書を通じて純資産の部に計上することで、IFRS との調和を図ったものと考えられます。

結果として、日本基準と IFRS は、数理計算上の差異が損益に計上されることがあるかどうか、および、過去勤務費用の損益計上のタイミングにおいて、差異を残すこととなっています。

日本基準の改正は、IAS 第 19 号の改正と並行して検討されており、全体を 2 つのステップに分け、IFRS の改正の影響を受けない部分をステップ 1 で取り扱ってきました。

ステップ 2 では残る差異を検討することとなる見込みですが、上述の差異がどのように取り扱われるか注目されます。

(2012/7/13 号より)